

被保険者証・減額認定証の更新について

後期高齢者医療制度からのお知らせ

【8月から被保険者証が新しくなります】

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日となっております。そのため、8月1日から使用できる新しい被保険者証（オレンジ色）を7月下旬に郵送します。7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、お問合わせください。

【被保険者証の自己負担割合を「確認ください」】

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、毎年、前年中の所得をもとに判定を行います。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税の課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。ただし、次のうちのいずれかに該当する場合は、役場窓口申請すれば1割となります。

○同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

○同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）

①本人の収入が383万円未満

②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

【減額認定証が8月に更新となります】

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をご利用の方は、有効期限が7月31日となっております。減額認定証をすでにお持ちの人で、平成25年度も住民税が非課税世帯の人には、8月1日から使用できる新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。減額認定証の交付を新たに希望する場合は、役場窓口で申請手続きをお願いします。

○申請に必要なもの

印鑑、後期高齢者医療被保険者証、また、入院期間が確認できる物が必要になる場合があります。

問合せ先

保険環境課 医療介護保険係

☎65・1097



8月上旬までに65歳以上の人に

平成25年度介護保険料の決定通知書を郵送します

平成25年度の市町村民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を8月上旬までに郵送します。保険料率は昨年度から変更はありません。

※ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得などに変動がある場合は、昨年度と変わることがあります。

【納付方法について】

介護保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月に天引きした保険料（仮徴収分）を差し引いた金額が、10月・12月・2月に年金から天引きとなります。また、納付書、口座振替などで納めている人は、8月から来年3月期まで8回に分けて納めていただきます。

※高齢（退職）、障害、遺族年金の受給額が年間18万円未満の人や、65歳になったばかりの人、福岡県介護保険広域連合外の市町村から転入した人などは、納付書または口座振替などで納めていただきます。

【皆さんの保険料で成り立っています！】

特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用したときの自己負担額が変更になるなどの制限（給付制限）があります。

介護保険制度は、皆様から納付していただく保険料で成り立っています。保険料納付について、ご理解とご協力をお願いします。

▽口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひご利用下さい。

▽災害など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

問合せ先

保険環境課 医療介護保険係

☎65・1097

